

豊田市危険木伐採事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、危険木伐採事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 倒木被害を及ぼすおそれのある立木であって以下の要件を満たすものをいう。
 - ・森林法5条に規定する地域森林計画の対象林内にあること。
 - ・樹高と同程度の範囲に住宅があること。
 - ・地上1.2メートル（斜面にあっては山側で計測）の幹の周囲が60センチメートル以上であること。
- (2) 住宅 市内に存する家屋で、同家屋に住所を有する者が現に居住している住宅をいう。
- (3) 森林所有者 森林を所有又は管理している者をいう。
- (4) 居住者 危険木により被害を受けるおそれのある住宅に居住している者をいう。
- (5) 申請者 補助金の交付を申請する者及び申請した者をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、危険木の伐採費用の一部を補助することにより、住宅への倒木被害を予防し、市民の安全な生活環境を保全することを目的とする。なお、豊田市森林保全・林業振興補助金で対象とする事業を始め、本市の実施する森林整備施策とは別に行うものである。

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は危険木を伐採する事業であって、市内に事業所を有する事業者が申請者の依頼を受けて実施する事業とする。

- 2 危険木の一部を除去する場合は、住宅への倒木被害のおそれが解消できる場合に限る。
- 3 対象となる事業における住宅は、事業実施後において3年以上居住が見込まれる住宅であることとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業の実施にあたり必要となる関係法例等に基づく届出等が行われていない場合は、交付の対象としない。

(申請者)

第5条 申請者は危険木が存する土地の森林所有者である個人又は居住者である個人とする。

2 森林所有者と居住者が異なる場合、森林所有者にあっては居住者の、居住者にあっては森林所有者の同意を得なければならない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採に要する経費とし、伐採地及び住宅敷地内における伐採木の片付け及び安全に集積するための経費は含むものとする。ただし、伐採地及び住宅敷地以外への搬出・運搬、処分及び伐根に要する経費は対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）以内とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、倒木被害のおそれがある住宅につき1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は危険木伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、危険木伐採事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を不適當又は予算の範囲を上回った場合において、不交付の決定をし、危険木伐採事業補助金不交付決定書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請をした者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を決定しないことができる。

(1) 豊田市税を滞納している者。

(2) その他市長が補助金の交付が適切でないと認める者。

(着手)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。

(計画変更)

第11条 申請者は、第9条に規定する交付の決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に危険木伐採事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

(変更決定通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認したときは、危険木伐採事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

(概算払)

第13条 申請者は、補助金の概算払を受ける場合は、危険木伐採事業補助金概算払申請書（様式第6号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、危険木伐採事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、危険木伐採事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額が確定した後、申請者からの請求に基づき、補助金を交付する。

3 市長は、申請者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(検査及び指示)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、申請者に対し、補助金の交付に関して必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 申請者は、前項の規定により報告を求められ、又は指示があった場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) この要綱又は補助金の交付を決定するときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき
- (5) 第9条第3項各号のいずれかに該当したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、危険木伐採事業補助金交付決定取消等通知書(様式第9号)により、申請者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた申請者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る交付金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。